

平成25年第2回臨時会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成25年10月25日 開会

平成25年10月25日 閉会

鳴 沢 村 議 会



## 平成25年第2回鳴沢村議会臨時会会議録

平成25年10月25日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 小林昭一 | 2番  | 渡邊政司 |
| 3番 | 渡邊明雄 | 4番  | 佐藤博水 |
| 5番 | 小林茂澄 | 6番  | 三浦利雄 |
| 7番 | 渡辺泉  | 8番  | 小林利雄 |
| 9番 | 渡辺久男 | 10番 | 田中稔  |

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋  
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫  
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司  
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

### 7、会議事件

議案第33号建設工事請負契約締結について

### 8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第33号建設工事請負契約締結について

### ◎議長挨拶

議長（田中 稔君） 皆さん、こんにちは。一雨ごとに寒さも加わる今日この頃でございます。平成25年第2回の臨時議会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

このたび、伊豆大島での災害により被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、惜しくも亡くられました方々にご冥福をお祈り申し上げます。

今回は、建設工事請負契約締結についての議案が用意されております。皆様の協力により、円滑な進行になりますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

---

開会 午前10時46分

議長（田中 稔君） ただいまから、平成25年第2回鳴沢村議会臨時会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎村長挨拶

議長（田中 稔君） ここで村長より、本臨時会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、おはようございます。

平成25年第2回の鳴沢村議会臨時会に、全員の議員の皆様の参会のもと開催できることをありがたく思っております。

先ほども議長さんが申しあげましたように、先日の大島の災害には、本当に思ってもみないような、我々の村でも、ああいう

火山灰の土によつての災害でありまして、関心とともに警戒しなければいけないということをさまざま見せつけられた次第であります。

本臨時議会は、6月の定例議会で補正予算を可決していただきました緊急防災・減災事業債が決定されましたので、これを活用した防災行政無線の整備を行う建設工事請負契約の議会の議決に付すべき契約のための議会であります。どうか慎重な審議をお願いいたしまして、臨時議会に当たつての挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

---

**議長（田中 稔君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（田中 稔君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺久男君、小林昭一君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（田中 稔君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

**議会運営委員長（渡辺久男君）** 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日午前10時より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員5名全員と議長、議案の説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

決定された事項については、次の2項目です。

1、会期は本日1日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案付託は、配布してある議案付託表のとおりとすること。以上であります。

以上で、本日開催しました議会運営委員会の報告を終了いたします。

**議長（田中 稔君）** 以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（田中 稔君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（田中 稔君）** 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 議案第33号建設工事請負契約締結について

**議長（田中 稔君）** 日程第4、議案第33号建設工事請負契約締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

**企画課長（渡辺重夫君）** 議案第33号建設工事請負契約締結について、ご説明申し上げます。

平成25年第2回定例会で可決されました補正予算関係の防災行政無線維持管理事業につきまして、現在稼働中のアナログ方式の同報系防災行政無線設備は、機器が平成12年度に導入し、12年以上経過し、屋外拡声子局の支柱につきましては30年以上が経過しておる現状であります。戸別受信機につきましては、メーカーから在庫もなく、また後継機等の製造予定もないとの状況であります。また、機器がJ-ALERT、全国瞬時警報システムとの自動連動に対応できない現状であることから、最新のデジタル方式の機器に入れかえ、J-ALERT、全国瞬時警報システムとの自動連動を行い、住民へ災害等の情報を迅速に発信できるよう、緊急防災・減災事業債を活用した防災行政無線の整備を行う建設工事請負契約に係るものであります。

平成25年9月9日に実施した指名競争入札の結果、甲府市、中楯電気株式会社と1億2,253万5,000円で契約を締結するものであります。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を必要とするものであります。

以上で、議案第33号の提案理由の説明を終わります。

**議長（田中 稔君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 渡邊明雄議員。

**3番（渡邊明雄君）** 指名競争入札によって、1億2,000万程度のデジタル無線が決定したということですのでうれしく思いますが、その入札の経緯を報告願います。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 村の指名参加願いに出されております指名業者5社、指名選考委員会を経まして、村のいろいろの要望、提案等があります、それらのものを全て網羅して受注できる業者を指名選考させていただきました。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。8番 小林利雄議員。

8番（小林利雄君） 現場管理費が370万で、一般管理費が300万。この内訳を教えてください。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） これらの現場管理費、一般管理費のほうは皆、直接工事費以外の共通費の中から、請負契約の金額に応じて妥当なパーセントで算出されている、現場等の管理費、また工事等全体を含めての一般管理費との適正なパーセントで算出されていると思います。

議長（田中 稔君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） この内容なんですけれども、主なものはどんなものが入るか。

議長（田中 稔君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

議長（田中 稔君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 1点、お伺いいたします。親機はこれで大丈夫だと思うんですが、中間が2基あります。この2基の設置場



所を教えてください。

それから、37ページなんですけれども、戸別受信機が130台、この算出はどういう経緯ですか。

**議長（田中 稔君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺重夫君）** まず、親機というのは役場に設置してある操作卓、その本体の親機ということです。あと、村の中にスピーカーのついた子局、これが5局あります。それと、あと今度はデジタルになるわけですから、デジタルだとアナログより電波の周波数が弱いということから、主にここは別荘地区でありますけれども、そちらのほうの電波が弱い場合には再送信の子局が建っていなければならない、そのあたりを2局ほど予定しております。ですから、親というのは役場にある本体の卓で、それから大田和と鳴沢にある5つの子局、それにスピーカーがついているのが子局というようなことになっております。

それと、あと戸別受信機130台につきましては、今回の入替えによって、今使っているアナログが全て中止になるわけではなく、アナログ波も出しながら、このデジタル波も並走して出すということから、今現在の各戸別受信機はそのまま使えるということです。それに応じて、今度新たに新規に子局を入れる住宅等については、新しいデジタル波の子局を出していく。そして、故障して、今使っているアナログ波の戸別受信機が壊れた人にはデジタルをやるということから、当面は130台ストックして、これを順次更新していくと。やがてこれが、行く先々は全てこのデジタルの子局にやっていくと、そのようなことで台数を計上してあります。

以上です。

**議長（田中 稔君）** 3番 渡邊明雄君。

**3番（渡邊明雄君）** 今、一番問題なのは、雑音があったり聞き取

りにくいということで、それを何とか解消するためのこともあると思います。中間の別荘のほうに設置するということですが、1つや2つ、鳴沢にもまだ欲しいなと思います。それから、今の新しいもので、そちらがよく聞こえればみんな同じになるのではないかと、そういうのがあり、そこら辺のその130台が適正なものかどうかも含めて検討していただければと思います。

以上です。

**議長（田中 稔君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺重夫君）** 先ほども申しました、子局というのは、支柱があってスピーカーで屋外で流す局、別荘地にあるのは、その別荘地内に放送はスピーカーで流す場合に、ああいう静音のところですから、うるさいというようなことの苦情が出ますから、電波が弱いといたら、電波を再度そのポールで受けて、そのポールから再送信でまた電波を増幅して出すというようなことで、別荘のほうは緊急時以外の放送はスピーカーからは流れていません。

それから、戸別受信機の130台につきましても、当面は雑音が出るとか聞こえづらい、聞こえづらいのはまたアンテナ等を設置しなければならないかと思えますけれども、特にまだ今、雑音があって聞こえづらいなというような家は順次しておりますので、その辺でとりあえず130台は確保しておいて、動向を見ながら、またそれなりの予算で順次追加していこうと思っております。

**議長（田中 稔君）** 3番 渡邊明雄君。

**3番（渡邊明雄君）** 今、非常に聞きづらくて困っている状況なんですけど、そういうところの問題は別にして、その新しいやつが有効であればうれしいことだし、弱ければ大田和や鳴沢のほう

にも電波を出す子局を設置したらいいかなと思います。

以上です。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 再送信子局ですけれども、別荘のほうが弱いということと、あと大田和地区で、さくらの里公園の地区ですが、あのあたりの地区が電波調節の関係で、どうしても地形上弱いというようなことですから、そのあたりにも、大田和の公民館あたりの地区に1ヶ所、再送信の子局を設けて、その辺のエリアの聞きづらい点を解消しようと今、予定をしております。

議長（田中 稔君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。4番 佐藤博水議員。

4番（佐藤博水君） 戸別受信機の範囲といたしますか、昔からあるし、別荘地も結構あると思いますけれども、住民登録とかその辺の関係があるかと思いますが、どのような範囲で戸別受信機をつけるのか、お伺いしたいと思います。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 戸別受信機というのは各家庭につけるもので、鳴沢村に原則として住民登録されている家庭で、それは貸し出しになります。

議長（田中 稔君） 4番 佐藤博水議員。

4番（佐藤博水君） 別荘地のほうも住民登録のみということですか。そういう解釈でよろしいですか。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 現状は、別荘地の方の住民登録がしてある方に対してのみ村で貸与しております。でも、今後、それなりに別荘でも、住所がなくても滞在する方が多くなれば、例えばそれを有償で、そういうことを斡旋するということも今後考

えていかなければならないかと思います。

**議長（田中 稔君）** ほかに質疑はございませんか。9番 渡辺久男君。

**9番（渡辺久男君）** 屋外拡声支局のことですけれども、それは今までどおりの支柱を使ってというか、その場所だけですか。

**議長（田中 稔君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺重夫君）** まず、支柱につきましては、最初申し上げたとおり30年以上経過しておりますから、それは全部新しいものにしたいと。

場所につきましては、まずこの第1段階で、この電波調査というのをやります。鳴沢村全域、どの地域が電波が弱いのか、強いのか、その電波調査を全体的にした中で、今、現状の子局が設置してある場所で可能なら、そこでまたやりたいと。その場所よりほかのところが、若干ずれているけれども、そのほうが良いというような結果が出てくれば、その地権者交渉をして、またその場所に移動するというようなこと。そのような電波調査の結果において、いろいろ決めていきたいと思います。

**議長（田中 稔君）** 9番 渡辺久男君。

**9番（渡辺久男君）** 今度、機種が変わるから、どの程度どうなるかわからないんですけれども、今までだったら、今のように支局のあれだけだったら、ちょっと聞きづらい点がうんと多いから、その点を今聞いたとおりに調査してもらって、なるべく多く設置してもらいたいと思います。

**議長（田中 稔君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺重夫君）** 子局につきましては、今までどおりという点でありますけれども、また新しくするこのデジタル方式について、そのほうがまだメリットがありまして、確かに今は屋外のスピーカー、家庭の戸別無線機で聞いているわけですけれ

ども、雨の日とか、今、気密性の住宅になってなかなか聞きづらいと、そういうこともあります。アンテナを設置しても、まだ聞きづらい場所があります。

そんなことから、今度の新しいこの機器に関しては、今はほとんどの方がお持ちしている携帯電話に、登録されている方については、同時に携帯電話に情報が入ること。あと、それから、各屋外の子局につきましては、今度は一方通行でしたけれども、万一災害が起こった場合は、その子局にある電話から役場とのやりとりもできるということで。

それから、もう一つメリットといいますか、エリアメールというのがございまして、例えば鳴沢村に観光客の方がたくさん訪れる時期があります。そういう方たちが鳴沢村において、エリアですから、鳴沢村のこの防災行政無線の範囲において、いる方たちについては、災害の緊急連絡の場合には、ソフトバンク、ドコモ、au、いろいろそういう携帯電話に強制的に入るエリアメールの情報システムを組み込んでやるつもりですから、その点については、今の携帯電話の所持数から見て、なかなか有効的な方法もとれるかと思えます。

以上です。

**議長（田中 稔君）** ほかに質疑はございませんか。2番 渡邊政司議員。

**2番（渡邊政司君）** この今回のものは表示装置を設けるようすけれども、この地図表示装置、こちらの操作する方というのは、どういう方が担当されるのでしょうか。職員全員を教育して、使えるようにするのでしょうか。

**議長（田中 稔君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺重夫君）** 操作におきましては、役場の職員、今も火災等の緊急対応、それぞれ職員が当たっておりますけれども、

全員にまた新しい機器の講習を受けて、すぐ対応、どの職員もできるようにしていきたいと思います。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 保証期間が設置から1年間となっておりますが、住宅だと瑕疵の保証が10年、家電、什器でも2年、3年とあるのもありますけれども、何を根拠に1年間保証と言っているのかお伺いします。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 何ページのことについての質問でしょうか。

議長（田中 稔君） 8番 小林利雄議員。

8番（小林利雄君） それは、総則の2ページ。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） ここにあります本工事の保証期間、検収の日から起算して1年ということになっております。何か、ここに保証期間としては1年でありますけれども、当然これだけの整備になりますから、それと同時に保守点検、メンテナンスの契約を行い、この機械がある間はメンテナンスの保守点検を定期的に行っていかなければならないことになりますので、そういう予定でおります。

議長（田中 稔君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） メンテナンスはもちろん行うことと思いますが、つくるときは補助金を活用するのですけれども、修理のときは税金を使うわけですから、できるだけ長い保証期間があってもしかるべきだと思うのですが、それはどう思いますか。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） もちろん保証期間は長ければ長いほどい

いわけですけれども、こういった機種に対しては、概算、よほどの機器側のほうの不備がない限り、大体この1年という期間になっているようなんですけれども。

議長（田中 稔君） 8番 小林利雄議員。

8番（小林利雄君） そんなに壊れるものでもないし、毎日使うものでもないから、私は多分壊れないだろうと思うんですけれども、万が一壊れた場合、5年ぐらい保証してもらったらどうかと思って。これはどう思いますか。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時15分

議長（田中 稔君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。1番 小林昭一議員。

1番（小林昭一君） 親機の機器工事というところがありまして、今と同じところを撤去してつけるということなんですけれども、その辺の機器に対して、例えば何か起こったりしたような場合、親機が破損するようなことがあると思うんですけれども、そういう防護カバーみたいなものはあるのでしょうか。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 親機についてですか。

議長（田中 稔君） 1番 小林昭一議員。

1番（小林昭一君） はい。一般的に屋内に入れると思うんですけれども、だから、これ自体に天井が落ちるとか、地震のときはその可能性は十分あると思うんですけれども、それに対する防護的なカバーみたいなものが。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 万一、災害で、地震で天井落下した場合、その卓を守るかどうかという。そこまでのカバーはちょっとついてないんですけれども。

議長（田中 稔君） 1番 小林昭一議員。

1番（小林昭一君） 建物が大分老朽化しているので、そういうふうなものもあったほうがいいのかなと。それが壊れればもう、そもそも操作できないし、例えば作業員がそこに座って操作するのであれば、そういうところの作業スペースがあるかどうかの問題もあると思うんですけれども、その辺の配慮をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） メーカー側とこれからまた、いろいろ詳細について検討させていただきます。打ち合わせていきたいと思っています。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 今の昭一議員の質問、ありがとうございます。

私の考えでは、ある程度ここも耐震がしてありますので、それと場所が狭いので、その割には耐震がきいているのではないかと考えておりますが、さっき課長が申し上げましたように設置側と工事に対しての場所等検討して、補充したほうがよければ、また予算をお願いして、そのような形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ



りませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(田中 稔君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(田中 稔君)** 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(田中 稔君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長(田中 稔君)** 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(田中 稔君)** 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成25年第2回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年10月25日

議会議長

署名議員

署名議員